対象従業者等	現金報酬額					
	株式報酬額又は株式連動型報酬額					
	その他の報酬額					
	総額					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、報酬告示において使用する用語の例によるものとする。

a　イ欄及びロ欄には、過年度からの累積額を記載すること。

b　ハ欄及びニ欄には、権利確定後又は支払後の報酬等に対する変動額も含めて記載すること。

c　ニ欄には、割り当てられた報酬等の額自体の変動のほか、原則として、株価等の指標の変動に伴う割り当てられた報酬等の時価変動の影響を含めて記載することとし、当該方法によらない場合には、採用した記載方法を注記すること。

d　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）に終了する事業年度に係る開示事項のうち、第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件第二条第四項、第三条第四項又は第四条第四項の規定により別紙様式によって作成するものについては、附則別紙様式（附則第二条関係）によっても、作成することができるものとする。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件の一部改正に伴う経過措置）

第三条　適用日に終了する事業年度に係る開示事項のうち、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件第六条第四項又は第七条第四項の規定により別紙様式によって作成するものについては、附則別紙様式（附則第三条関係）によっても、作成することができるものとする。

（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件の一部改正に伴う経過措置）

第四条　適用日に終了する事業年度に係る開示事項のうち、第三条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件第四号の規定により別紙様式によって作成するものについては、附則別紙様式（附則第四条関係）によっても、作成することができるものとする。

（附則別紙様式）（附則第二条関係）

（第一面）

（単位：人、百万円）

REM1：当該事業年度に割り当てられた報酬等

項番		イ	ロ
		対象役員	対象従業員等
1	対象役員及び対象従業員等の数		
2	固定報酬の総額（3＋5＋7）		
3	うち、現金報酬額		
4	3のうち、繰延額		
5	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額		
6	5のうち、繰延額		
7	うち、その他報酬額		
8	7のうち、繰延額		
9	対象役員及び対象従業員等の数		
10	変動報酬の総額（11＋13＋15）		
11	うち、現金報酬額		
12	11のうち、繰延額		
13	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額		
14	13のうち、繰延額		
15	うち、その他報酬額		
16	15のうち、繰延額		
17	対象役員及び対象従業員等の数		
18	退職慰労金の総額		
19	うち、繰延額		
20	対象役員及び対象従業員等の数		
21	その他の報酬の総額		
22	うち、繰延額		
23	報酬等の総額（2＋10＋18＋21）		